

公益社団法人 日本作業環境測定協会による

化学物質管理専門家養成講習 開催案内

(令和8年4月版)

講習の目的

令和4年5月31日付労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)により新たに化学物質管理専門家が規定されました。(専門家の役割等詳細は、最終頁をご参照ください。)

当該専門家には、一定の業務経験があり厚生労働省労働基準局長が定める33時間の講習(以下「化学物質管理専門家養成講習」という。)を修了した作業環境測定士が該当します。

この化学物質管理専門家養成講習は、通達により、作業環境測定法に基づく作業環境測定士講習(都道府県労働局長の登録を受けたものが行う)を実施しているものが行うこととされており、当協会はこれに該当いたします。このたび、本講習を企画いたしましたので作業環境測定士の皆様へご案内いたします。

1. 開催スケジュール等

日 程	会 場
令和8年11月18日(水)・19日(木)・20日(金) ／11月25日(水)・26日(木)・27日(金) 延べ6日間	「三田NNホール」三田NNビル地下1階 Cスペース (〒108-0014 東京都港区芝4-1-23)

2. 受講対象者(受講できる方)

作業環境測定士としての業務経験が**6年以上**の方

(作業環境測定士として登録後の業務経験年数となります。1種、2種の資格の区別はございません。)

<参考>

すでに化学物質管理専門家の資格を満たしている方は次の方々です。

- (1) 日測協認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する方、作業環境測定インストラクターの方。
- (2) 8年以上衛生工学衛生管理者としての業務に従事した経験を有する方。
- (3) 労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学で合格)の方であって、5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有する方。

3. 受講料

受講料 134,310円(税込み)

4. テキスト

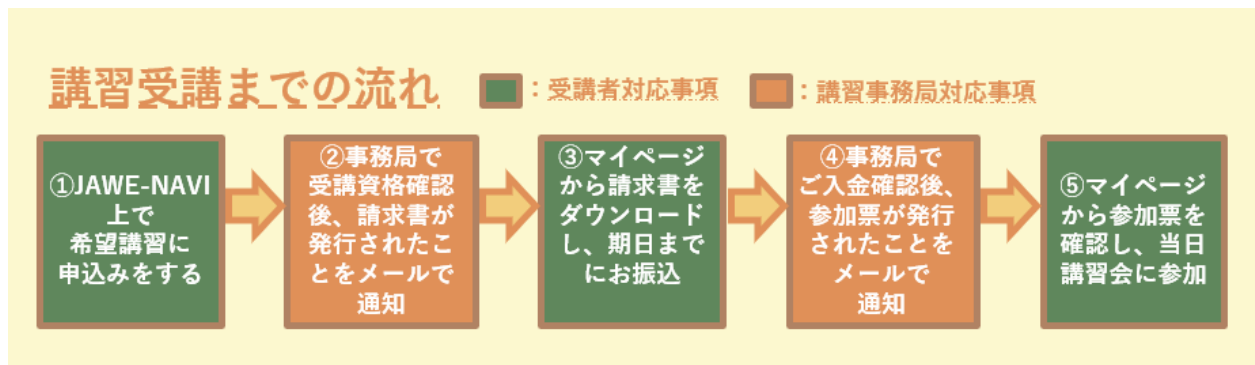
(1) 以下の書籍(最新版)を事前にご用意ください。

書籍番号	書 籍 名
J-101	化学物質管理専門家養成講習テキスト

(2) 購入方法

テキスト（書籍）の購入は、当協会 EC サイト (<https://jawe-book.com>) をご利用ください。

5. 講習受講までの流れ



お申込みには、JAWE-NAVI の個人利用者アカウントが必要となります。（作成無料）

アカウントの作成から申込みまでの JAWE-NAVI の具体的な操作方法はこちらのページ

(<https://member.jawe.or.jp/>) に掲載の利用者マニュアルをご確認ください。

必要な受講申込書類がすべて提出され受講料の振込みが確認された後、利用者アカウントに登録されたメールアドレス宛に参加票をお送りいたします。受講開始日の 5 日前になっても参加票が到着しない場合には、jawe-kousyu@jawe.or.jp 宛にメールにて必ずお問い合わせください。

6. 申込時の必要書類（受講資格証明書類）

受講資格の証明書類として、下表の書類をご提出ください。

（※実務経験証明書の様式は 7 ページにあります。）

① 作業環境測定士登録証（両面）のコピー

登録年月日を確認するため、**表面と裏面の両方**をアップロードしてください。

② 作業環境測定士の業務経験証明書

作業環境測定士登録後の業務経験が 6 年以上であることについての事業場の証明書をアップロードしてください。

（当協会 WEB サイトに公開されているものもしくは本受講案内 7 ページ目の様式をお使いください。）

7. カリキュラム

厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムに基づき講義講習（33 時間）により行います。最終日の講習終了後に修了試験（1 時間）を行い、合格者に後日修了証を発行致します。

なお、下表カリキュラムの順番と実際の講習の順番は、異なる場合がございます。あらかじめご承知おきください。

厚生労働省労働基準局長が定める講習(33時間)の概要

科目	内容
1 化学物質等のばく露評価等 (6時間)	ばく露評価の基礎、ばく露測定評価法、個人ばく露測定の進め方、化学物質等の危険性又は有害性等の調査における作業環境測定と個人ばく露測定、生物学的モニタリング等
2 化学物質等の危険性又は有害性等の調査(4時間)	化学物質等の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録、ILO の化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)、気中ばく露濃度推定モデル、化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する関係法令等
3 化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等(8時間)	化学物質等の発散抑制のための工学的対策並びに保護具の種類、性能、使用方法及び管理等
4 化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等 (5時間)	化学物質の危険性及び有害性、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)と危険有害性クラス及び危険有害性区分、ラベル表示及び安全データシート、危険有害性情報の収集、発がん性の分類及び機序等
5 化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等 (5時間)	量— 反応関係、しきい値、無毒性量(NOEL)、最小毒性量(LOEL)、不確実係数、ばく露限界等
6 有害物質の動態等 (5時間)	有害物質のばく露経路(経口・吸入・経皮)と体内での代謝経路、化学物質の有害性試験等

○6日間のカリキュラム

1日目(11月18日(水))

時間	科目
9:20 ~ 9:30	オリエンテーション
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	1. 化学物質等のばく露評価等
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 16:50 (休憩10分を含む)	1. 化学物質等のばく露評価等 (午前のつづき)

2日目(11月19日(木))

時間	科目
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	2. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 14:40	2. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査 (午前のつづき)
14:40 ~ 14:50	休憩
14:50 ~ 16:50	3. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等

3日目 (11月20日(金))

時 間	科 目
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	3. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 (前日のつづき)
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 15:40	3. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 (午前のつづき)
15:40 ~ 15:50	休憩
15:50 ~ 16:50	3. 化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 (事例の紹介)

4日目 (11月25日(水))

時 間	科 目
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	5. 化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 15:40	5. 化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等 (午前のつづき)

5日目 (11月26日(木))

時 間	科 目
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	4. 化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 15:40	4. 化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等 (午前のつづき)

6日目 (11月27日(金))

時 間	科 目
9:30 ~ 12:40 (休憩10分を含む)	6. 有害物質の動態等
12:40 ~ 13:40	昼休憩
13:40 ~ 15:40	6. 有害物質の動態等 (午前のつづき)
15:40 ~ 15:50	休憩
15:50 ~ 16:50	修了試験

8. 講習当日の携行品

- (1) 参加票 電子データ(当日はスマートフォンの画面等をご提示ください)またはプリントアウトしたもの
- (2) 筆記用具 (①鉛筆又はシャープペンシル、②消しゴム、③ボールペン(黒))
- (3) 化学物質管理専門家養成講習テキスト(1頁「4. テキスト」を参照のうえご用意ください。)

9. 修了試験について

修了試験は、筆記試験により実施します。なお、**修了試験は講習時間の全時間を受講した者に対して行うものです。**遅刻又は早退した場合は、**修了試験の受験資格が失われますので、ご注意ください。**

10. 受講のキャンセル

受講者の都合による受講の取消は次のとおりです。返金の際、振込手数料を差し引いた額を返金いたします。キャンセルまたは受講日を変更される場合は、JAWE-NAVI 上の利用者マイページより行ってください。

- ① 受講日の 7 日前までに受講取消の連絡があった場合・・・受講料の全額を返金
- ② 受講日の 6～3 日前に受講取消の連絡があった場合・・・受講料の 50%を返金
- ③ 受講開始日の前々日、前日および当日に受講取消の連絡があった場合（当日欠席も含む）・・・全額返金できません

11. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により講習会を提供できなかった場合、それにより受講者の皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。

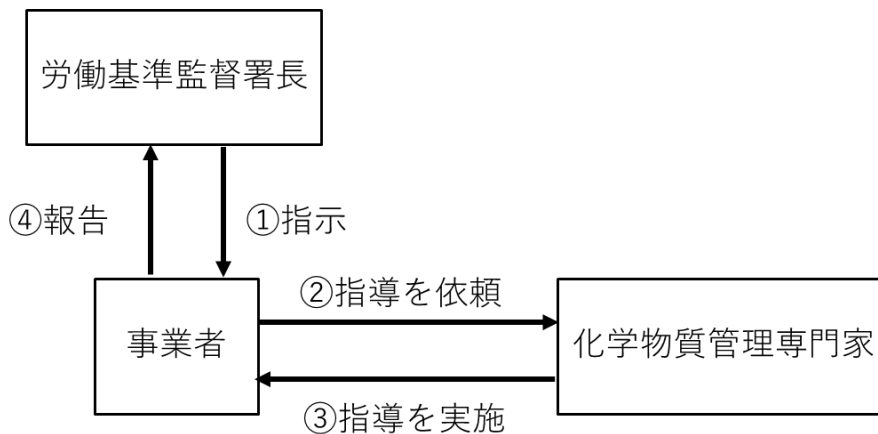
化学物質管理専門家の役割

1. 管理が悪い事業場の指導

- (1) 事業場に対し化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあるとして所轄労働基準監督署長が、化学物質管理専門家による確認、指導を指示した場合には、化学物質管理専門家は事業者の依頼により、事業場の化学物質管理の状況の確認とそれに基づく助言を行います。(施行：令和6年4月1日)
- (2) 化学物質管理専門家は、当該事業場について以下の現状を確認し、その結果を踏まえて指導助言を行うこととされています。

- イ リスクアセスメントは適切に実施されているか
- ロ リスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を実施しているか
- ハ 作業環境測定又は個人ばく露測定は法令に基づき適正に行われているか
- ニ 特別則（特化則等）に規定するばく露防止措置は問題ないか
- ホ 事業場内の化学物質の管理、容器への表示、労働者への周知の状況
- ヘ 化学物質等に係る教育の実施状況は問題ないか

専門家の役割の流れ




2. 事業者が特化則等の適用除外を受ける場合の役割

事業場が特化則、有機則、鉛則又は粉じん則（以下「特化則等」と略）の適用除外を受けるための条件として

- (1) 化学物質管理専門家が事業場に所属して、特化物等に係るリスクアセスメントの実施と事後措置を管理していること
- (2) 当該事業場に属さない化学物質管理専門家が、上記イの管理状況を評価することが必要

作業環境測定士の業務経験証明書

(この証明書は、作業環境管理専門家、化学物質管理専門家(以下、「作業環境管理専門家等」という。)として(公社)日本作業環境測定協会が開催する作業環境管理専門家等講習の受講資格を確認するために使用するものです。)

氏名		生年月日	年 月 日生
住所			
作業環境測定士登録年月日 ※1	年 月 日		
作業環境測定士としての業務経験年数 ※2	年 月 から	年 月	合計 年 ヶ月
<p>上記のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事業場所在地</p> <p>事業場名称</p> <p>事業者職名・氏名</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>			

※1 初めて登録した年月日を記載してください。

※2 業務経験年数には、測定士の登録前の業務経験は含みません。名簿は、作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家それぞれについて作成しますが、測定士としての業務経験年数により名簿登載のための要件は異なるため、詳細は名簿登載案内書により確認してください。

備考：1. 作業環境測定士の業務とは、デザイン・サンプリング又は分析の業務をいいます。

2. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印を押印してください。なお記名押印することに代えて社長・所属事業場長等の直筆による署名(職名と氏名の両方)でも差し支えありません。

講習会場

三田 NN ホール(三田 NN ビル地下 1 階)

(〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NN ビル地下 1 階)

会場 URL (<https://mita-nn-hall.com/access>)



交通機関

J R 山手線・京浜東北線 田町駅下車 三田口（西口）より徒歩 8 分
都営地下鉄 三田線・浅草線 三田駅下車 A9 出口より徒歩 3 分

「化学物質管理専門家」について

- 令和4年5月31日付けの労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の一部改正により、「化学物質管理専門家」が新たに規定されました。
- 作業環境測定士は、要件を満たせばこれらの専門家に該当します。
ここでは、化学物質管理専門家の法令上の役割、どのような場合に作業環境測定士が化学物質管理専門家に該当するのか、などをご説明します。

(1)「化学物質管理専門家」の役割

化学物質管理専門家の役割は、次の2つがあります。それらは、依頼される状況も役割も、かなり異なります。

イ 第1の役割＝管理が悪い事業場の指導

- 事業場の化学物質管理が適切に行われていない疑いがあるとして所轄労働基準監督署長が「化学物質管理専門家」による確認・指導を事業者に指示した場合には、事業者は、「化学物質管理専門家」に該当する者に対し、事業場の化学物質管理の状況の確認とそれに基づく助言を求めなければなりません。（施行＝令和6年4月1日）
- すなわち、化学物質管理専門家は、事業者の依頼を受けて当該事業場について化学物質管理の状況の確認とそれに基づく助言を行うことが法令上の役割です。
- 具体的には、以下の現状を確認し、その結果を踏まえて指導助言を行うことが必要です。

- イ リスクアセスメント（以下「RA」と略記）は適正に実施されているか
- ロ RAの結果に基づき必要な措置を実施しているか
- ハ 作業環境測定又は個人ばく露測定は法令に基づき適正に行われているか
- ニ 特別則（特化則等）に規定するばく露防止措置は問題ないか
- ホ 事業場内の化学物質の管理、容器への表示、労働者への周知の状況
- ヘ 化学物質等に係る教育の実施状況は問題ないか

ロ 第2の役割＝事業者が特化則等の適用除外を受ける場合の化学物質管理専門家の役割

- 令和4年5月31日付けの規則改正で、事業場の化学物質管理の状況等が良好な事業場については、所轄労働局長の認定を受ければ、特殊健康診断などの一部規定を除き「特化則等」の適用が除外され、自律的管理による対応が可能となりました。

この認定を受けるためには、事業者は、

- i) 事業場に所属する労働者で化学物質管理専門家に該当する者に特化物等に係るリスクアセスメントの実施と事後措置を管理させること、及び
- ii) 当該事業場に属さない化学物質管理専門家に依頼して、i) の管理状況を評価すること、が必要です。

(2)化学物質管理専門家に該当する者

○告示により次の者が該当します。(ここでは作業環境測定士関係のみ記載しています。)

- i 作業環境測定士の業務経験が6年以上であって厚生労働省労働基準局長が定める講習(注)を修了した者
- ii 作業環境測定インストラクター
- iii 認定オキュペイショナルハイジニスト

注) この講習は、通達でカリキュラムと講義時間が示されており、実施者は作業環境測定法第32条第1項の登録を受けた登録講習機関となっております。

(3)「化学物質管理専門家名簿」の登載要件

○日本作業環境測定協会においては、厚生労働省からの依頼により「作業環境管理専門家」名簿と同様、「化学物質管理専門家名簿」を作成し、当協会ウェブサイトで公開いたします。

<https://www.jawe.or.jp/experts/chemicals/>

(2)の、法令で定める「化学物質管理専門家」の要件に該当する者について、本人の希望により登載することとしています。ただし、現にインストラクターである者は、協会が定める中堅測定士講習コース(化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家の業務実施に必要な内容をまとめた6時間程度の講習。)を修了することが要件となります。

協会が作成する名簿は、「作業環境管理専門家」名簿と同様、厚生労働省の要請により、全国の労働局と産業保健総合支援センターにも共有されます。